

入札心得（物品・委託役務）

（目 的）

第1条 この心得は、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）が行う入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、この心得、入札説明書の各条項及びその他関係法令を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札手続きに際し、事業団の指示に従い、円滑な入札執行に協力しなければならない。また、正常な入札執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。
- 3 入札参加者は、仕様書等（仕様書、補足説明書、質問回答書及びその他交付書類）、契約書（案）及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札手続きをしなければならない。
- 4 入札手続き及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、次のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
 - (2) 他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談を行うこと。
 - (3) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示すること。
- 2 入札参加者は、談合等の不正行為が疑われる入札が行われた場合には、事業団が行う事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

（入札参加資格等）

第4条 入札参加者は、公告において指定した期日までに、入札参加資格に関する書類を事業団に提出しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することはできない。
 - (1) 前項に規定する公告等に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

（入札参加の辞退）

第5条 入札参加者は、入札書を提出するまでの間、いつでも入札参加を辞退することができる。ただし、一旦辞退した場合はそれを撤回し、又は当該入札に再度申請することができない。

- 2 入札開始時刻までに当該入札の参加資格者であることの確認を受けない者は、入札参加を辞退したものとみなす。
- 3 入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

(入札保証金等)

第6条 削除

(入札書の提出)

第7条 入札参加者は、定められた日時及び場所において、入札書に記名押印の上、所定の入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札書を提出させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までに事業団に提出しなければならない。この場合、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札をするものとする。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、参加資格がある旨の入札通知書（写し可）を提出して、当該入札の参加資格者であることの確認を受けなければならない。

5 入札書に記載する金額は、取引にかかる消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。

7 入札会場への入室は、入札参加者又は入札参加者の代理人1名のみとする。

(入札書の書換え等の禁止)

第8条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札執行の取り止め等)

第9条 入札参加者が第2条及び第3条に抵触する疑いがあるときなど、入札を公平に執行することができない状態にあると事業団が認めたときは、当該入札執行を延期し、又は取り止めることがある。

2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(入札の中断及び調査の実施)

第10条 入札の執行中において、事業団が必要と認めるときは、当該入札を中断し、当該入札に関する調査を行うことがある。この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

(開 札)

第11条 開札は、入札書の提出後、直ちに当該入札場所において入札参加者を立ち合わせ、入札執行担当職員が入札金額を読み上げることにより行う。

(入札書の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書
- (2) 所定の日時、又は所定の場所に提出しない者が提出した入札書

- (3) 入札手続きに関する権限を委任されていない代理人が提出した入札書
- (4) 記名押印を欠く入札書
- (5) 金額を訂正した入札書又は金額の記載の不鮮明な入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた入札書
- (8) 談合その他の不正行為により入札手続きを行ったと認められる者が提出した入札書
- (9) 同一の入札について、2 以上の入札書を提出した者が提出した入札書
- (10) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者が提出した入札書
- (11) 同一の入札について、2 以上の代理人をした者が提出した入札書
- (12) 再度の入札の場合において、前回入札の最低入札価格以上の価格で提出した入札書
- (13) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して提出した入札書

(失 格)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 入札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - ウ 事業団との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
 - エ 事業団の役員本人又はその役員の 6 親等以内の血族、配偶者又は 3 親等以内の姻族その他特殊の関係のある者が役員に就いている者
- (2) 前号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

(落札者の決定)

第 14 条 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 前項の規定により落札者となるべき者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者はくじを辞退することはできない。
- 3 入札書に記載された金額に取引にかかる消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって委託金額とする。なお、委託金額に 1 円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。

(再度の入札)

第 15 条 予定価格を事前公表しない入札の場合において、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格での入札書の提出がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は 2 回限りとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 当初の入札において、入札参加を辞退した者
- (2) 第 12 条に該当する入札書を提出した者
- (3) 第 13 条に該当した者

(契約保証金)

第 16 条 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上に相当する契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 落札者が保険会社との間に事業団を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上とする。）の締結をしたとき
- (2) 落札者が事業団と種類を同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを過去 3 年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを過去 2 年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

(契約の締結等)

第 17 条 契約を締結する場合は、落札者は、契約書及び大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内に事業団に提出しなければならない。ただし、事業団の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書及び前項の誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第 13 条第 1 号アからエまでのいずれかに該当した場合、契約を締結しないことがある。

4 前 2 項の規定により契約を締結しないときは、落札者は違約金として契約希望金額の 100 分の 2 に相当する金額を事業団に支払わなければならない。この場合、事業団は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立)

第 18 条 入札参加者は、入札書の提出後、この心得、第 2 条第 3 項の条件について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 19 条 入札手続きに際しては、すべて事業団の指示に従うこと。

(最終改定日 平成 27 年 8 月 20 日)